

使用開始日:2016年7月15日

アムンディ・アラブ株式ファンド

追加型投信／海外／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・アラブ株式ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年1月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年1月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年2回	中東／ アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号
設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円（2016年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
2兆3,587億円（2016年4月末現在）

■ 受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

株式会社りそな銀行
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業[※]に実質的に投資します。

※ サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等（これに準じるワラントや債券等を含みます。）を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

2 ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

◆主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「Amundi Funds エクイティ MENA」と「Amundi Funds キャッシュ・USD」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「Amundi Funds エクイティ MENA」を通じて行います。

MENA（ミーナ）地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議（GCC）6ヵ国を中心に形成される経済圏です。

- ◆「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用はフランスのアムンディ・アセットマネジメントが行います。
- ◆投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆アラブ地域の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」の通貨政策をとっています[※]。このため、アラブ諸国の現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円で投資されるお客様の為替変動リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。しかし、アラブ地域の一部の国ではインフレを抑制するために通貨を切り上げようとする動きも出ており、将来的に米ドルペッグ制から離脱する可能性もあります。この場合、米ドルとの連動は低くなりますので、為替変動リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。

※ クウェートは、2007年5月に「米ドルペッグ制」を廃止し、自国通貨を複数の通貨で構成される通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」の通貨政策に移行しました。また、エジプトは、「変動相場制」をとっています。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

「アムンディ・アラブ株式ファンド」は、複数の投資信託証券(サブファンド)に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

<イメージ図>



ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

フ ァ ン ド 名 : Amundi Funds エクイティ MENA

運用の基本方針 : 主として中東・北アフリカ諸国(MENA:サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等)の企業等に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指して運用します。

運 用 会 社 : アムンディ アセットマネジメント

フ ァ ン ド 名 : Amundi Funds キャッシュ・USD

運用の基本方針 : 主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

運 用 会 社 : アムンディ アセットマネジメント

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

◆ 毎決算時(年2回。4月、10月の原則15日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

● 分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

● 分配対象額についての分配方針

収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

● 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業が発行する外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には株価が下落することがあり、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

一般に、ファンドの主要投資先である中東・北アフリカなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

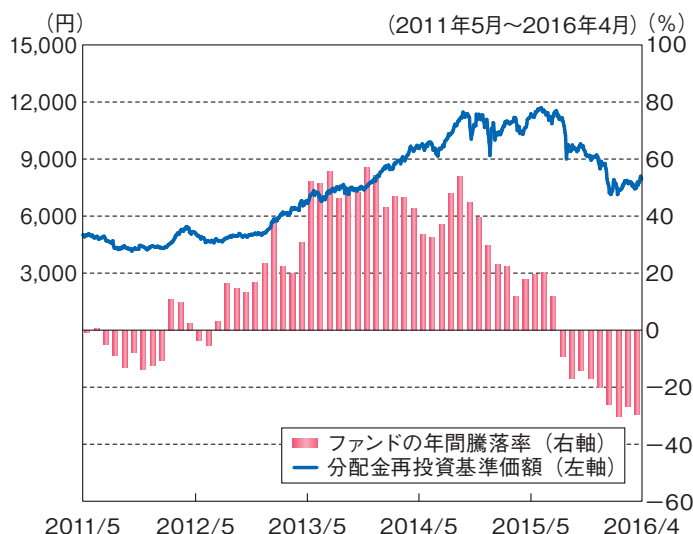
リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

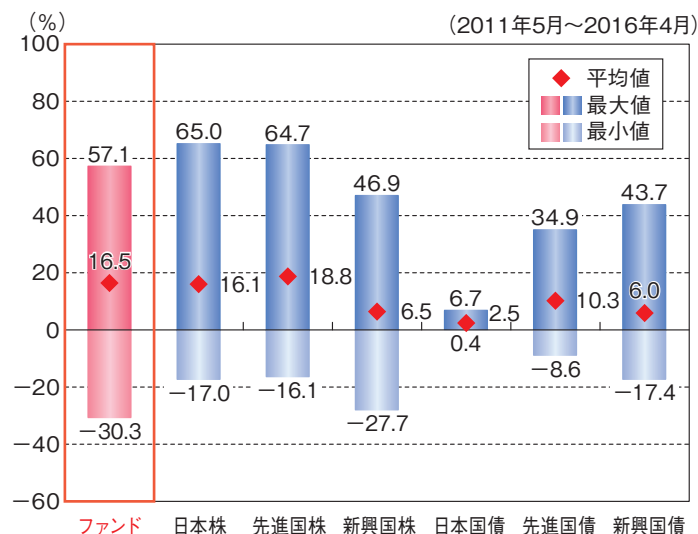
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2011年5月から2016年4月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIX の指数値および TOPIX の商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利および TOPIX の商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIX の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX の指数値の算出もしくは公表の停止または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債

シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

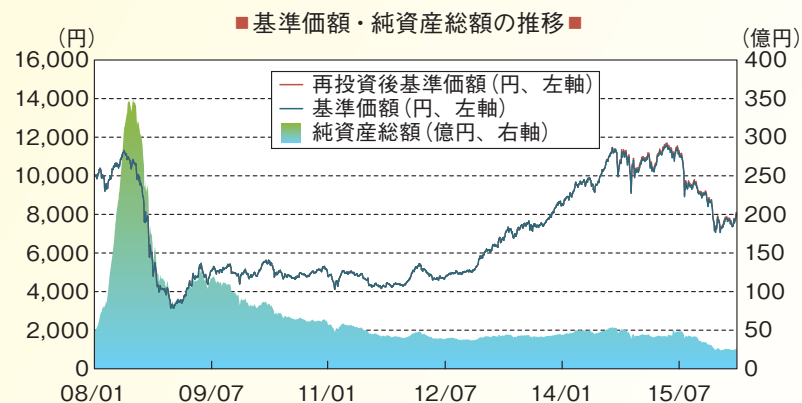
新興国債

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

■ 基準価額と純資産総額 ■

基準価額	7,866円
純資産総額	25.7億円

■ 分配の推移 ■

決算日	分配金 (円)
12期(2014年4月15日)	0
13期(2014年10月15日)	100
14期(2015年4月15日)	0
15期(2015年10月15日)	0
16期(2016年4月15日)	0
設定来累計	100

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、Amundi Funds エクイティ MENAのポートフォリオの状況を記載しています。

■ 組入上位10銘柄 ■

	銘柄名	国名	業種	比率(%)
1	アル・ラジ銀行	サウジアラビア	銀行	7.96
2	サウジ・ベーシック・インダストリーズ	サウジアラビア	素材	6.07
3	エマール不動産	ドバイ	不動産	4.54
4	BUPAアラビア	サウジアラビア	保険	3.48
5	エミレーツ・テレコミュニケーションズ	アブダビ	通信	3.41
6	第1湾岸銀行	アブダビ	銀行	3.30
7	カタール・インシュアランス	カタール	保険	3.28
8	カタール・ナショナル・バンク	カタール	銀行	3.18
9	モウワサト・メディカル・サービスズ	サウジアラビア	ヘルスケア	3.04
10	アグシア・グループ	アブダビ	生活必需品	2.89

■ 組入上位10業種 ■

	業種	比率(%)
1	銀行	32.72
2	素材	12.06
3	生活必需品	11.86
4	不動産	9.19
5	通信	8.11
6	保険	6.86
7	ヘルスケア	5.80
8	サービス	3.63
9	各種金融	2.70
10	医薬品	2.05

■ 組入上位10カ国 ■

	国名	比率(%)
1	サウジアラビア	45.72
2	アブダビ	15.37
3	カタール	11.95
4	ドバイ	9.35
5	クウェート	7.03
6	エジプト	4.42
7	ヨルダン	2.29
8	その他	2.17
9	オマーン	1.24
10	モロッコ	0.47

※四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。

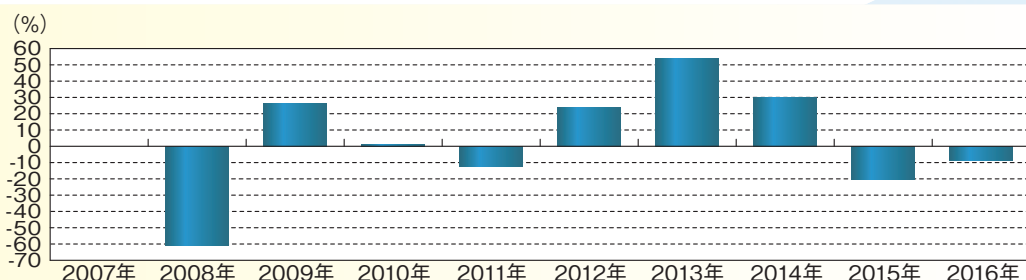
*比率は、Amundi Funds エクイティ MENAの純資産総額に対する評価金額の割合です。 *比率は、Amundi Funds エクイティ MENAの組入有価証券評価額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移

■ 資産配分 ■

	比率(%)
Amundi Funds エクイティ MENA	96.63
Amundi Funds キャッシュ・USD	1.42
現金等	1.95
合計	100.00

※比率は純資産総額に対する割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2008年は設定日(1月31日)から年末まで、2016年は年初から4月28日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入単位	分配金受取りコースと分配金再投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、受付けません。 ファンドの主要投資先である中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場の休場日が集中する場合があります。その場合、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込受付を中止することがあります。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成28年1月16日から平成29年1月17日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成20年1月31日)
繰上償還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則毎年4月15日および10月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 分配金再投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
	3.24%（税抜 3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た金額とします。	

＜投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率 1.2312% (税抜 1.140%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。			
	(信託報酬の配分および実質的な負担上限)			
	(年率)			
		支払先	料率	役務の内容
	ファンド	委託会社	0.30% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
		販売会社	0.80% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.04% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	投資対象とする投資信託証券		料率	役務の内容
	Amundi Funds エクイティ MENA		1.0% (上限、 本書作成日現在)※1	投資信託財産の運用・管理等の対価
	Amundi Funds キャッシュ・USD		0.1% (上限、 本書作成日現在)	
実質的な負担上限		2.2312% (税込)※2	—	
実際の信託報酬の合計額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。				
※1 この他に、「Amundi Funds エクイティ MENA」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載していません。 「Amundi Funds エクイティ MENA」の基準価額(成功報酬控除前)が、計算期間(7月1日から翌年6月30日まで)において期首の基準価額から参照指数(S&P Pan Arab Large Mid Cap)のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上され(参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされます)、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。				
※2 ファンドの信託報酬率1.2312% (年率・税込) にサブファンドのうち信託報酬が最大のもの (年率1.0%) を加算しております。				
(支払方法) 毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。				
◆上記の運用管理費用 (信託報酬) は、本書作成日現在のものです。				
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。			
	・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用			
	・信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)			
・投資信託財産に関する租税 等				
※その他、サブファンドにおいてはルクセンブルクの年次税 (年率0.01%) などの諸費用がかかります。				
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。				

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は平成28年4月現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。